兵庫県公報

平成30年8月3日 金曜日 第 3025 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

り

告示	ページ
○ 行政書士法に基づく業務停止命令(市町振興課)	1
○ 平成30年度採石業務管理者試験の実施(工業振興課)	1
○ 土地改良区の定款の変更認可(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良事業の計画変更認可(同)	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同)	3
〇同 上(同)	3
○ 保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	4
○ 保安林の指定の解除予定(同)	4
○ 保安林の指定解除(同)	4
〇同 上(同)	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分(都市政策課)	5
1) H	
公 告 (医效理)	_
○ 平成30年度兵庫県看護功績賞表彰(医務課)····································	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(都市計画課)	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	7
〇同 上 (同)	8
〇同 上(同)	8
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施(県立柏原病院)····································	8
	O
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示(県立図書館)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
告示	
C C C D C C C C C C C C C C C C C C C C	
兵庫県告示第707号	

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第14条の規定により、次の行政書士に5月間の業務の停止の処分をした。 平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 住所及び氏名

西宮市六湛寺町2番1号 セントラルガーデンタワービル店舗・商業棟201号 福 島 由 久

2 登録番号

日本行政書士会連合会登録番号 83301188

3 業務停止期間

平成30年8月4日から5月間

兵庫県告示第708号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13の規定により、平成30年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成30年10月12日(金)午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

兵庫県中央労働センター会議室201

- 3 試験科目
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ (http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html) に掲載。または、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局砂防課、各県民局・県民センターの商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒(長形 3 号、120 ミリメートル×235 ミリメートル)に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成30年9月3日(月)から同月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成30年9月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成30年11月1日(木)以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業 振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

電話 (078) 341-7711 内線3583

(078) 362-3334 (直通)

兵庫県告示第709号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
津名土地改良区	平成30年 5 月21日

上田池土地改良区	同 月22日
新田井堰土地改良区	平成30年6月20日

兵庫県告示第710号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

^^^^^

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	認可年月日
西治土地改良区	県営土地改良事業により造成され た施設の維持管理事業	西治地区	平成30年6月12日

兵庫県告示第711号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^^^^^^

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	赤松下池地区	平成30年8月3日から 同 月23日まで	洲本市役所

兵庫県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月23日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	山谷池地区	平成30年8月3日から 同 月23日まで	篠山市役所

兵庫県告示第713号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成30年8月3日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区黒田字大持1340の1、字大平ヒ1413、1415

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第714号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 西宮市塩瀬町生瀬字花折峯1339番1、1344番7
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

兵庫県告示第715号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成30年8月3日

^^^^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059の1から1059の10まで・1059の13・1059の15 (以上12筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第716号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059の3・1059の4・1059の7 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第717号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第1号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 エストライン株式会社

代表者氏名 杉 本 浩 健

事務所所在地 姫路市博労町86番地

免 許 番 号 兵庫県知事(2)第401416号

免許年月日 平成29年8月16日

処分の内容
 免許の取消し

公告

平成30年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則(昭和42年兵庫県規則第44号)第2条の規定により、平成30年7月19日に次の者を表彰した。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

氏 名 住 所

青 木 節 子 明石市

足 立 久美子 尼崎市

池 本 千 里 西宮市

石 井 朱 美 加古川市

岡 本 ゆ り 姫路市

於 田 里 実 淡路市

織 邊 智香子 加西市

恩 田 朋 子 芦屋市

北 山 臣 子 小野市

黒 岩 美奈子 伊丹市

柴 﨑 里 美 明石市

清 水 洋 子 宍粟市

杉 岡 美佐子 豊岡市

田 中 繁 子 神戸市西区

坪 井 志保美 豊岡市

中 野 典 子 宍粟市

西 山 静 香 三田市

林 かおる 西脇市

前 川 典 子 高砂市

松 田 直 美 豊岡市

松 山 惠 子 西宮市

柳 めぐみ 姫路市

藪 内 悦 子 宝塚市

山 森 みどり 神戸市垂水区

吉 見 眞知子 丹波市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エビスタ西宮

所在地 西宮市田中町1番6号ほか

- 2 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 周辺道路における来退店車両等に対する安全対策に係る事項
 - ア 計画地北側の西宮市道262号線が路線バスの運行ルートになっているため、円滑なバスの運行に配慮されたい。
 - イ 来退店車両や搬出入車両等が周辺の生活道路内に進入しないよう、適切な交通誘導計画を行われたい。
 - ウ 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、来退店車両の適切な誘導を行われたい。
 - エ 交通安全上の問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。
 - ② 駐輪に係る事項
 - ア 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するよう十分配慮されたい。
 - イ 自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。
 - ウ 駐輪場の用地及び台数については、西宮市「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づき 協議した内容を遵守されたい。
 - ③ 騒音に係る事項
 - ア 不必要なアイドリングを行わないよう看板等により啓発されたい。
 - イ 搬出入車両や荷さばき作業に伴う騒音については、作業時間帯や位置を考慮し、近隣に十分配慮されたい。
 - (4) 廃棄物に係る事項

良好な商業環境を目指し、地域社会の一員として、次のとおり協力されたい。

ア 「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づく特定事業者にあたる場合は、「廃棄物減量化等

計画書兼廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出する義務があるので留意されたい。また、併せて「廃棄物管理責任者」を選任されたい。

- イ 法令等に基づき、産業廃棄物及び一般廃棄物を適正に処理されたい。
- ウ 事業系廃棄物の減量のため、ダンボールやOA紙など再資源化可能古紙類は分別し、リサイクルに協力されたい。
- エ 設置者が排出する廃棄物を計量し、排出量を把握されたい。
- オ 市が廃棄物の排出状況訪問調査を依頼した場合は、協力されたい。
- (5) その他の事項

駐車場法及び「西宮市駐車施設附置条例」の届出内容に変更等が生じた場合、速やかに手続されたい。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

^^^^^

(2) 縦覧期間

平成30年8月3日から1月間

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ山崎南店

所在地 宍粟市山崎町中井185番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ゴダイ株式会社

住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F

代表者の氏名 浦 上 晃 之

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置(位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

(1) 変更前

出入口2箇所

(2) 変更後

出入口1箇所

4 届出を変更する旨の届出日

平成30年7月19日

- 5 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2 課

(2) 縦覧期間

平成30年8月3日から4月間

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町西野添三丁目127番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市南駅前町26番地

大和ハウス工業株式会社姫路支店 支配人 小久保 雅 人

3 許可年月日及び許可番号

平成30年3月26日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-39号(29播磨)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市下宮木町字小西780番5、783番5、807番3、901番5、901番6

同 市碧野町字東上沢2233番1、2233番2、2234番、2235番、2236番1、2236番2、2237番、2238番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市中野町1665番地

株式会社コタニ 代表取締役 小 谷 正 博

3 許可年月日及び許可番号

平成30年7月17日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-3-2号(30加西)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^

平成30年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町東保字宗田95番、96番、95番地先水路

同 郡同 町東保字高田92番1、92番2、92番2地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市広畑区小松町二丁目75番地の1

有限会社盛正 取締役 福 島 克 巳

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一

3 許可年月日及び許可番号

平成30年6月25日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-36-2号(29太子)

病院局公告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

平成30年8月3日

兵庫県病院事業 契約担当者 県立柏原病院長 秋 田 穂 東

- 1 プロポーザルの概要
 - (1) 名称

県立柏原病院・柏原赤十字病院移転業務委託業者選定に係るプロポーザル

(2) 募集要領

別途配布する「県立柏原病院・柏原赤十字病院移転業務委託業者選定に係る企画提案募集要領」(以下「募集要領」という。) による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年(2019年)7月31日(水)までとする。

ただし、新病院開院予定時期の変更により、期間を変更することがある。

⑷ 履行場所

ア 移転元

- (7) 県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208-1
- (4) 柏原赤十字病院 同 市柏原町柏原259—1
- イ 移転先

県立丹波医療センター(仮称) (平成31年(2019年)7月1日開院予定)

丹波市氷上町石生1794—4

2 参加資格

- (1) 日本国内において、過去5年以内で2件以上一般病床200床以上の病院における移転業務の経験を有する者であり、かつ、敷地内移転でない入院患者移送業務の経験を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県(以下「県」という。)の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (6) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 3 参加手続
 - (1) 事務局

〒669-3395 丹波市柏原町柏原5208—1 県立柏原病院 総務部経理課

TEL (0795) 72-0524 内線220

② 募集要領の配布

ア 配布期間

平成30年8月3日(金)から同月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

③ 説明会(見学会)

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会(見学会)に参加すること。

アー日時

平成30年8月20日(月)午後2時から

イ 場所

県立柏原病院 2階 講義室

ウ 留意事項

出席は、1者あたり3名以下とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年8月7日(火)から同月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成30年8月28日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年8月15日(水)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成30年8月28日(火)必着とする。

ウ 回答方法

平成30年8月31日(金)から同年9月4日(火)までの間に、電子メール又はFAXにより、参加表明書を提出した者全員に対して行う。

工 質問書様式提出場所

上記(1)に同じ。

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年8月23日(木)から同年9月11日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成30年9月11日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案の内容についてのプレゼンテーションを求める場合がある。

イ プレゼンテーションを開催する場合、詳細については、別途連絡する。

- 4 当選者の選考、決定及び通知の方法
 - (1) 選考方法

選考は、「県立柏原病院・柏原赤十字病院移転業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者と次点者を決定する。

③ 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「県立柏原病院・柏原赤十字病院移転業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

- 5 その他
 - (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。

- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- ③ 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

- 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Akita, Director of Hyogo Prefectural Kaibara Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for complete set of relocation services for Hyogo Prefectural Kaibara Hospital and Kaibara Red Cross Hospital

(3) Acceptance period for the submission of applications from:

From August 7, 2018 through August 28, 2018

(4) Acceptance period for the submission of proposals:

From August 23, 2018 through September 11, 2018

(5) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kaibara Hospital, 5208-1 Kaibara, Kaibara-cho, Tamba, Hyogo 669-3395

TEL (0795)72-0524 extension 220

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成30年8月3日

契約担当者

兵庫県立図書館長 岡 田 由美子

1 落札に係る物品の名称及び数量

「ひょうご図書館情報ネットワークシステム(第4期)」構築事業一式(賃貸借)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立図書館 明石市明石公園 1 - 27

3 落札者を決定した日

平成30年7月5日

4 落札者の名称及び所在地

富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町1-7-4

5 落札金額

1,855,818円 (月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成30年5月29日